

第45回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（R4.3.7）結果

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和4年3月7日(月)から令和4年3月21日(月)まで

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

(2) 市施設(屋内施設及び屋外施設)の取扱い

【期 間】令和4年3月7日(月)から令和4年3月21日(月)まで

施設については、徹底した感染防止対策を講じるとともに、主催者などに対して感染防止対策の徹底を引き続き強く要請する。

以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ等)
- ・ 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。)

2 感染防止対策に関する啓発について

【期 間】令和4年3月7日(月)から令和4年3月21日(月)まで

- (1)防災無線及び city メールで感染防止対策の呼びかけ
- (2)消防車両による感染防止対策の呼びかけ
- (3)青色回転灯装備車による感染防止対策の呼びかけ